

平成 27 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 N S D
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 今 城 義 和
(コード番号 9759 東証1部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 近 藤 潔
(TEL 03-3257-1250)

会計監査人の解任または不再任の決定の方針の一部改定の件

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行(平成 27 年 5 月 1 日付)に伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関は取締役会から監査役会に変更となることから、平成 27 年 4 月 30 日開催の監査役会の決議により、会計監査人の解任または不再任の決定の方針の内容を下記のとおり改定いたしております。

記

1. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針(改定後)

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

2. 効力発生日

平成 27 年 5 月 1 日

以 上

<ご参考>

会計監査人の解任または不再任の決定の方針(改定前)

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。